

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止  
に関する条例における石綿濃度測定運用マニュアル

令和4年4月

横須賀市環境部環境保全課

## 1. 目的

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（以下、「条例」という。）第 18 条に基づき、周辺環境への配慮の観点から隣地との敷地境界におけるアスベストの飛散状況の監視を目的としたアスベスト濃度等の測定を義務付けました。本運用マニュアルは、解体等工事を行う建築物の敷地境界における大気中のアスベスト濃度等の測定に関する規制の内容や留意事項等を取りまとめたものです。発注者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者（以下、「発注者等」という。）、工事施工者は、本運用マニュアルを活用し、工事に伴うアスベスト飛散防止に取り組んでいただく必要があります。

## 2. アスベスト濃度測定の対象とする工事

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 17 に基づく届出が必要な特定建築材料（以下「飛散性アスベスト」という。）の除去等の工事を対象とします。

ただし、グローブバックを用いて局部的に使用された飛散性アスベストを除去する方法は除きます。

## 3. アスベスト濃度等の測定

### (1) 測定方法

測定は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示 93 号）」により実施してください。ただし、使用されている建材中にクリソタイル以外のアスベストを含む場合は、環境省のアスベストモニタリングマニュアルに準じて測定を実施してください。

対象となるアスベスト	測定方法	測定視野数
クリソタイルのみ	石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法 （平成元年環境庁告示 93 号）	50 視野以上
クリソタイル以外	アスベストモニタリングマニュアル第 4.1 版 （平成 29 年 7 月）	100 視野以上
不明（みなし含有）		

### (2) 測定時期等

飛散性アスベストの除去等の処理工事（以下「工事」という。）における、工事の開始前、工事の期間中、工事の完了後において、次のとおりアスベスト濃度等を測定してください。

測定時期	測定場所	測定点数
工事の開始前	敷地境界又は作業場周辺 <sup>(※)</sup>	1 点以上
工事の期間中	敷地境界又は作業場周辺 <sup>(※)</sup>	4 方向各 1 点
	セキュリティーゾーン入口	1 点
	集じん・排気装置の排出口	1 点
工事の完了後	(隔離シート撤去前) 作業室内	1 点以上
	(隔離シート撤去後) 敷地境界又は作業場周辺 <sup>(※)</sup>	4 方向各 1 点

(※) 条例による測定義務項目

作業場とは、飛散性アスベストの除去等の作業を行う作業区画（場所）をいう。

隔離シートとは、作業場とその他の場所を確実に分け、負圧隔離するためのシートをいう。

### (3) 条例に基づく敷地境界等の測定

#### 【工事の開始前】

工事開始前における敷地境界の測定については、代表的な測定箇所を選定し、1点以上で測定してください。この場合、周囲の状況を考慮し、代表的な測定箇所が選定できない場合は敷地境界の4方向4地点で測定するなどが考えられます。工事開始前とはアスベストの除去等の作業を行う前であり、養生、足場の組立て等は含みません。

#### 【工事の期間中】

工事期間中の測定は、アスベストの除去等の作業を行う初日に、除去作業開始とともに実施してください。作業場が複数存在する場合は、作業場毎に測定が必要です。

予定している作業時間が4時間に満たない場合は、届出提出時にご相談ください。

#### (測定頻度)

同一の作業場においてアスベストの除去等の作業が7日（作業を行わない日も含む。）を超えて行う場合は、原則として7日を超えない範囲で1回以上測定を実施してください。

#### 【工事の完了後（隔離シート撤去後）】

隔離シートを撤去した当日もしくは翌日までに、工事の期間中に選定した敷地境界の4方向4地点で行ってください。

#### (測定位置)

本条例に基づくアスベスト濃度等の測定箇所は、工場・事業場における作業場が含まれる敷地の境界とすることが基本ですが、敷地が広く、作業場の直近で多数の人の通行がある場合等については、敷地境界の内側の作業場を敷地境界とみなして測定場所を設定してください。

### (4) その他の測定

大気汚染防止法に基づき、作業場の隔離、前室の設置、負圧の保持、集じん・排気装置の使用などアスベストの飛散防止に関する措置が義務付けられていますが、近年、環境省や一部の自治体が実施したアスベストの除去等の作業における大気中のアスベスト濃度の測定において、集じん・排気装置の排気口やセキュリティーゾーンの出入口等でのアスベストの飛散事例が確認されています。

従って、条例で規定した敷地境界に加え、作業場での隔離や負圧管理が適正に行なわれていることを確認するため、セキュリティーゾーンの出入口、集じん・排気装置の排気口及び養生シート撤去前において、アスベスト濃度等の測定を行うことが望ましいです。

#### 【セキュリティーゾーン入口・集じん・排気装置の排気口】

アスベストの除去等の作業を行う初日に実施してください。

#### 【工事の完了後（隔離シート撤去前）】

アスベストの除去等の作業が終了した後、隔離シートを撤去する前に作業場内においてアスベスト濃度等を測定してください。測定の結果、周辺環境へのアスベストの飛散がないと確認できた後、隔離シートを撤去してください。

【測定時期例】

	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)	19日 (金)	20日 (土)	21日 (日)	22日 (月)	23日 (火)	24日 (水)	25日 (木)	26日 (金)	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	31日 (水)
資材搬入	■																			
足場		■	■	■																
養生					■	■	■													
立会検査								■												
除去									■		■	■	■	■	■	■	■		■	
養生撤去																				■
アスベスト濃度測定					作業前				作業中								作業中			作業後
敷地境界					1				4								4			4
集じん・排気装置の排出口									1								1			
セキュリティゾーンの出入口									1								1			
作業場内																				1

4. 届出等

大気汚染防止法				
提出書類	根拠	提出期限	届出者	届出先
特定粉じん排出等作業 実施届出書※ <sup>1</sup>	第18条の17 第1項第2項	作業開始の 14日前	発注者等	環境保全課
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例				
提出書類	根拠	提出期限	届出者	届出先
解体等工事計画届出書	第9条	解体等工事の 着手の14日前	工事業者等	建築指導課
アスベスト濃度等 測定計画届出書※ <sup>1</sup>	第18条 第2号	大防法の届出 と同時	発注者等	環境保全課
解体等工事説明報告書	第15条 第1項	工事着手届 提出前	工事業者等	建築指導課
解体等工事協議書	第21条	工事着手届 提出前		建築指導課※ <sup>2</sup>
解体等工事着手届	第23条	解体等工事の 着手前		建築指導課
アスベスト濃度等 測定結果届出書※ <sup>1</sup>	第18条 第4号	最終濃度測定 後14日以内	発注者等	環境保全課
解体等工事完了届	第25条	解体等工事完 了後速やかに	工事業者等	建築指導課

(※) 1 提出部数は正・副 合計2部 (副本は受付押印後に返却)

2 環境保全課で添付書類の確認を受けたのち、建築指導課へ提出

(注) 当該工事に係る床面積の合計が1,000平方メートル以上の解体等工事(大規模建築物の解体等工事)の場合、「解体等工事計画届出書」を30日前までに建築指導課へ提出してください。近隣住民及び周辺住民に対し説明会を開催後、「解体等工事説明報告書」と併せて「解体等工事説明会開催報告書」を工事着手届前までに建築指導課へ提出してください。

詳しくは建築指導課(電話046-822-9530)までお問い合わせください。

## 5. 住民対応等

飛散性アスベストの除去等の処理工事を含む解体等工事		
当該工事に係る床面積の合計	1,000 平方メートル以上	1,000 平方メートル未満 (補修・改修工事含む)
標識設置	解体等工事の着手日の 30 日前	解体等工事の着手日の 14 日前
住民説明	説明会の開催その他適切な方法により真摯に行うものとし、説明を行う日時、場所等について、近隣住民及び周辺住民に文書等による通知	近隣住民に直接説明

条例 抜粋 第3条 (定義)

(3) 近隣住民 次のいずれかに該当する敷地の在住者等をいう。

ア 解体等工事を行う建築物の敷地の境界線から敷地までの水平距離が10メートル以内にあること。

イ 高さ(建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいう。以下同じ。)が10メートルを超える建築物(以下「中層建築物」という。)の解体等工事を行う場合は、当該中高層建築物の外壁から敷地までの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内にあること。

(4) 周辺住民 建築物の解体等工事に伴う資材及び廃材等の搬出経路並びに工事関係車輛の通行に係る道路(搬出する場所から幅員が8メートル以上のものに至るまでに限る。)に接する敷地在住者等で近隣住民に該当しないものをいう。

## 6. 測定結果について

発注者等は、工事施工者が測定計画に基づき解体等工事を行う建築物の敷地境界において大気中のアスベスト濃度等を測定した結果を市長に速やかに提出してください。また、提出した測定結果は3年間保存してください。

また、発注者等又は工事施工者は、測定結果を掲示板に掲載するなど工事に関する自主的な情報提供を行うことにより、近隣住民等への不安の解消に繋がり、ひいては、工事が円滑に進むことが期待できます。

横須賀市では環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考に敷地境界における漏洩の目安をアスベスト繊維数濃度 1 本/Lとしています。

濃度測定において、アスベスト繊維数濃度 1 本/Lを超えた場合は速やかに工事を中止し原因を究明するとともに環境部環境保全課(電話:046-822-8328)に連絡してください。また、これらの事実関係や対応状況については建築物等の管理者等へ報告し、適宜、周辺住民等に対しても情報提供を行ってください。なお、事態収束後に事実関係や対応状況、再発防止措置をまとめ、報告書を横須賀市に提出してください。

横須賀市環境部環境保全課大気環境係

住所：横須賀市小川町11番地

電話：046-822-8328

FAX：046-823-0054